

佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】 [改訂版]
指標達成状況一覧
[平成28年度～令和元年度分]

* 指標を設定している事業の達成状況一覧です。

佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]指標達成状況一覧

平成28年度～

事業No.	事業内容	担当課	指標	令和元年度達成状況					
				28	29	30	実施できない理由など特記事項		
No.1	人権尊重についての広報・啓発	自治人権推進課	講演会の開催:年1回以上	○	講演会の開催:年1回、この他に市内小中学校等での人権教室開催施設:10施設、人権出前授業開催校:8校	○	○	○	
No.4	人権尊重の視点に立った広報活動	広報課	広報誌に関連記事を掲載:年6回以上	○	年8回	○	○	○	
No.4	人権尊重の視点に立った広報活動	広報課	人権尊重の視点に立った題材の広報番組の放送:年4回以上	○	年6番組	○	○	○	
No.5	ハラスメント行為等に関する調査・研究の実施	人事課	職場環境調査を活用したセクハラに関する実態調査及び意識啓発:全職員に年1回	○	職員自己点検表により全職員に1回、実態調査及び意識啓発を実施。	○	○	○	
No.7	市職員の行動規範の徹底と研修の実施	人事課	新規採用職員等、未受講者に対する研修の実施:年1回	○	新規採用研修「心と体の健康管理」の中で、「ハラスメント相談について」の時間でハラスメント行為全般の防止に関する研修を実施。(1回)	○	○	○	
No.8	暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進	学務課	緊急安全情報の提供:(随時)	○	ホームページや携帯メール配信を活用し、市民への情報提供を実施。	○	○	○	
No.8	暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進	危機管理室	防犯資器材の新規貸し出し団体:年5団体	○	年5団体	○	○	△	
No.8	暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進	危機管理室	ホームページ等の情報の更新:年5回	○	年17回	○	○	○	
No.9	暴力を誘因する住環境の改善・整備	道路維持課	佐倉市街灯補助金交付:年2回以上	○	上期・下期として2回に分け補助金を交付。	○	○	○	
No.10	女性に対する暴力を誘因する環境の改善	都市計画課	違反広告物除去:年12回以上	△	違反広告物除去:年11回	○	△	○	

※網掛けは審議会が定めた重点事業

○:達成、△:達成過程、×未実施、/ :翌年度以降に実施する予定の事業

佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]指標達成状況一覧

平成28年度～

事業No.	事業内容	担当課	指標	令和元年度達成状況					
				28	29	30	実施できない理由など特記事項		
No.13	国際的な男女平等に関する情報及び在住外国人との交流機会の提供	広報課	講演会等の開催:年2回程度	○	年2回	○	○	○	
No.13	国際的な男女平等に関する情報及び在住外国人との交流機会の提供	広報課	交流機会の提供:年1回程度	○	年2回	○	○	○	
No.14	外国人への情報提供及び相談機能の充実	広報課	多言語による情報提供:月1回以上	○	毎月1回	○	○	○	
No.15	学校における国際理解教育の推進	指導課	ALTによる英語・外国活動授業の実施:全小中学校での実施	○	全小中学校での実施(100%)	○	○	○	
No.16	セクハラ、DVIに関する情報提供	児童青少年課	啓発リーフレットの配布・住民回覧:年1回以上	○	・啓発リーフレットの住民回覧:年1回 ・各種啓発資料の掲示:通年実施	○	○	○	
No.21	性に関する正しい知識の習得	指導課	小中学校での性教育の実施:全小中学校での実施	○	全小中学校での実施(100%)	○	○	○	
No.22	女性のための相談窓口に関する広報の充実	自治人権推進課	広報紙での案内:年12回	○	広報、ホームページへの掲載を年12回実施。	○	○	○	
No.22	女性のための相談窓口に関する広報の充実	児童青少年課	広報・ホームページへの掲載:毎月	○	・広報への掲載:年12回 ・ホームページへの掲載:通年 ・千葉県女性サポートセンターの案内(名刺サイズ)・リーフレット等の配布:通年(常設) ・千葉県弁護士会の相談リーフレットの配布:通年(常設)	○	○	○	
No.23	市の相談機能及び関係機関との連携の強化	児童青少年課	来所・電話・訪問相談:(随時)	○	令和元年度相談件数(来所、電話、訪問):345件(来課相談:216件、電話相談:129件)	○	○	○	

※網掛けは審議会が定めた重点事業

○:達成、△:達成過程、×未実施、/ :翌年度以降に実施する予定の事業

佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]指標達成状況一覧

平成28年度～

事業No.	事業内容	担当課	指標	令和元年度達成状況					
				28	29	30	実施できない理由など特記事項		
No.24	緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援	児童青少年課	シェルター入所随伴及び緊急避難支援：(随時)	○	随時実施	○	○	○	
No.29	DV関係機関との情報共有及び連携の強化	児童青少年課	暴力対策ネットワーク会議代表者会議及び庁内会議の開催：年1回以上	○	「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議」の開催：年1回	○	○	○	
No.30	被害者の早期発見に向けた機関の連携	健康増進課	各種保健事業未受診者への受診推奨の強化による受信率の向上：全戸訪問事業90%(対象：生後4か月まで)、1歳6か月児検診93%、3歳児検診90%	○	・全戸訪問事業 99.0% ・1歳6か月児健康診査 95.4% ・3歳児健康診査 90.8%	△	○	○	
No.31	男女平等参画を推進するための事業の研究、及び講座、講演会等の実施	自治人権推進課	講演会等の開催：年2回	○	年6回(学習会：4回、講演会：2回)	○	○	○	
No.31	男女平等参画を推進するための事業の研究、及び講座、講演会等の実施	社会教育課	講座・講演会の開催：年1回以上	○	年1回	○	○	○	
No.32	男女平等参画社会づくり推進期間に合わせた啓発事業の実施	自治人権推進課	講演会等の開催：年1回	○	年1回	○	○	○	
No.33	男女平等参画に関する情報誌等の発行	自治人権推進課	情報誌の発行：年2回	○	年2回	○	○	○	
No.33	男女平等参画に関する情報誌等の発行	自治人権推進課	リーフレット等の発行：2年に1回	○	施設案内リーフレットを作成。(令和2年3月作成)	○	○	△	
No.36	ケーブルテレビを利用した情報の提供	広報課	男女平等参画を題材とした広報番組の放送：年4回以上	○	人権尊重の視点に立った題材の広報番組の放送：年4番組	○	○	○	

※網掛けは審議会が定めた重点事業

○：達成、△：達成過程、×未実施、／：翌年度以降に実施する予定の事業

佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]指標達成状況一覧

平成28年度～

事業No.	事業内容	担当課	指標	令和元年度達成状況			実施できない理由など特記事項		
				28	29	30			
No.37	広報紙に掲載する男女平等参画に関する記事の充実	広報課	男女平等参画社会づくりに関する情報の掲載:年6回以上	○	年8回	○	○	○	
No.37	広報紙に掲載する男女平等参画に関する記事の充実	自治人権推進課	広報紙への関連情報の掲載:年10回以上	△	年7回	○	○	△	
No.38	男女平等参画に関する図書及び資料の収集と提供	自治人権推進課	男女平等参画推進センター内掲示の更新:年4回以上	○	年12回	○	○	○	
No.39	市民意識調査の実施	自治人権推進課	男女平等参画意識に関する市民意識調査の実施:5年に1回	○	平成29年9月に実施。	/	○	○	
No.41	インターネット等を活用した情報の提供	自治人権推進課	ホームページの更新:年5回以上	○	年10回	○	○	○	
No.42	男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供	子育て支援課	子育て講座の土日開催:年1回以上	○	年1回	○	△	△	
No.43	固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進	自治人権推進課	学習会の開催:年2回	○	年4回	○	○	○	
No.49	教職員等への男女平等に関する研修機会の充実	指導課	人権教育に関する研修会の実施:年1回	○	年1回(100%)	○	○	○	
No.50	校務分掌等における男女平等意識の推進	学務課	校長会議等での啓発:(随時)	○	佐倉市校長会議等における説明・伝達等により、啓発を実施。	○	○	○	
No.51	学童保育等の指導員への男女平等参画意識の推進	子育て支援課	男女平等を踏まえた研修の実施:年1回以上	×	学童保育所運営で重要となる、子どもたちとの向き合う姿勢についてや運動遊びについての研修、感染症対策の研修を実施したことにより、男女平等参画の研修を実施することができなかった。	×	×	×	

※網掛けは審議会が定めた重点事業

○:達成、△:達成過程、×未実施、/ :翌年度以降に実施する予定の事業

佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]指標達成状況一覧

平成28年度～

事業No.	事業内容	担当課	指標	令和元年度達成状況					
				28	29	30	実施できない理由など特記事項		
No.52	生涯学習活動の推進	社会教育課	生涯学習情報誌の発行:年4回 ※令和元年度から、発行(更新)回数、周知方法を変更。	○	・更新回数:「我ら学び隊」「さくらあそび場百科じてん」各年4回	○	○	○	
No.57	市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発	人事課	市職員に対するワーク・ライフ・バランスに関する啓発:年1回以上	○	部長会議及び各部調整担当を通じ、各種休暇・休業制度の利用を含め、時間外縮減等の促進を周知し、ワーク・ライフ・バランス意識の普及啓発を実施。(1回)	○	○	○	
No.57	市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発	人事課	男性職員に対しての、育児・介護休業制度の取得に関する啓発:年1回以上	○		○	○	○	
No.58	女性の職業能力開発の支援	産業振興課	女性を対象とした就労支援セミナーの開催:年1件以上	○	年1回	○	○	○	
No.62	創業に対する支援	産業振興課	女性・若者創業者支援資金の利用促進:融資申込年1件以上	△	融資申込 0件	△	△	△	
No.64	農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための研修会等の開催	農政課	女性グループ主催による研修会または訪問説明の実施:年1回以上	○	年3回	○	○	○	
No.64	農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための研修会等の開催	農業委員会	家族経営協定に関する訪問説明の実施:年2回以上	○	新規に2組が家族経営協定を締結	○	○	○	
No.65	女性農業従事者のネットワークづくりの推進	農政課	女性グループの結成:1グループ以上	○	2グループ	○	○	○	
No.66	農業労働力の補完システムの研究及び検討	農政課	関係機関と連携して研究及び検討:年1回以上	○	年2回	○	○	○	
No.67	家族経営協定の締結の支援	農政課	家族経営協定の締結:年4件以上	△	新規及び更新締結:年2件	△	○	○	

※網掛けは審議会が定めた重点事業

○:達成、△:達成過程、×未実施、/ :翌年度以降に実施する予定の事業

佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]指標達成状況一覧

平成28年度～

事業No.	事業内容	担当課	指標	令和元年度達成状況			実施できない理由など特記事項		
				28	29	30			
No.68	農業者年金の加入促進	農業委員会	農業者年金加入:年2件	△	新規に1名が加入	/	/	○	
No.69	起業活動の支援	農政課	支援制度等の情報提供:年1回以上	○	年1回	○	○	○	
No.70	農業指導者層に対する男女平等意識を形成する講座等の開催	農政課	関係機関と連携した講座・研修会等の開催:年1回以上	△	年0回 ※自然災害により中止	○	○	○	
No.70	農業指導者層に対する男女平等意識を形成する講座等の開催	農業委員会	講演会等への参加:年1回	○	年1回	○	○	○	
No.71	女性の経営能力と生産技術能力の向上のための講座等の開催	農政課	関係機関と連携した講座・研修会等の開催:年1回以上	○	年1回	○	○	○	
No.72	家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供	自治人権推進課	学習会等の開催:年1回以上	○	年2回	○	○	○	
No.74	保育サービス等の充実	子育て支援課	保育士等への研修の実施:年3回	○	子育て支援課企画研修:28回、757人(担当者別研修・障害児保育研修等) 派遣研修:7回、12人(全国保育士会主催による関東ブロック保育研究大会等)	○	○	○	
No.75	市主催事業における託児サービスの充実	自治人権推進課	庁内への託児サービスに関する啓発:年1回以上	○	年1回	○	○	○	
No.76	ファミリー・サポートセンターの利用促進	子育て支援課	依頼会員数の増加:年間50人以上	○	依頼会員数74人増加。	○	△	○	

※網掛けは審議会が定めた重点事業

○:達成、△:達成過程、×未実施、/:翌年度以降に実施する予定の事業

佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]指標達成状況一覧

平成28年度～

事業No.	事業内容	担当課	指標	令和元年度達成状況			実施できない理由など特記事項		
				28	29	30			
No.78	保育施設等の設備、拡充	子育て支援課	民間による認可保育園の整備促進：平成26年度以降	○	・女性就業率の上昇に対応した保育定員の拡大を行っている。	○	○	○	
No.78	保育施設等の設備、拡充	子育て支援課	グループ型小規模保育施設の開設：平成26年度以降	×	小規模保育施設の開設なし	○	×	○	
No.79	学童保育事業の充実	子育て支援課	学童保育所の過密状態の解消、小学6年生までの受け入れ拡大のための整備促進：全学区・全学年を対象として整備	○	・学童保育所設置学区：23/23小学校区 ・全学年受入施設整備学区：23/23小学校区	○	○	○	待機児童と入所児童が過密になっている学童保育所の解消が課題。
No.80	病児・病後児保育の検討	子育て支援課	病後児保育事業の普及促進、病児保育の検討：平成22年度以降	△	・病児保育施設1施設 ・病後児保育施設2施設	○	○	△	病児保育施設が市内志津地域に1施設のみであり、今後病児保育施設の増加が課題。
No.83	在宅介護教室の充実及び介護相談の実施	高齢者福祉課	介護者教室の開催：年20回	○	介護者教室等の開催：年52回(介護者のつどい含む)	○	○	○	
No.85	各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上	行政管理課	各種審議会、委員会等の女性委員比率：35%	△	28.2%	△	△	△	さらに関係所属への周知に努める。
No.85	各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上	自治人権推進課	各種審議会、委員会等の女性委員比率：35%	△	28.2%[30年度：28.0%、29年度：27.5%]	△	△	△	各所属に女性委員登用への配慮を喚起する。
No.86	審議会・委員会等開催時の託児サービスの充実	自治人権推進課	庁内への託児サービスに関する啓発：年1回以上	○	年1回	○	○	○	

※網掛けは審議会が定めた重点事業

○：達成、△：達成過程、×未実施、／：翌年度以降に実施する予定の事業

佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]指標達成状況一覧

平成28年度～

事業No.	事業内容	担当課	指標	令和元年度達成状況			実施できない理由など特記事項		
				28	29	30			
No.87	男女平等を基本とした学校運営の推進	学務課	校長会議等での啓発	○	佐倉市校長会議等における説明・伝達等により、啓発を実施。	○	○	○	
No.90	女性のエンパワーメントを支援する講座等の開催	自治人権推進課	講座等の開催：年1回	○	年1回	○	○	○	
No.92	農業における女性リーダーの育成	農政課	女性リーダー数：10人以上	△	6名（農業士・指導農業士・農業委員・あすなろ会長・草ぶえの丘加工・直売組合長）	△	△	△	農業士・指導農業士は、要件が厳しく、時間がかかっている。意欲ある女性農業者を認定農業者へ進めるところから着手し、人数を増やしていきたい。
No.92	農業における女性リーダーの育成	農業委員会	研修会等への参加：年1回	○	「千葉県女性農業委員の会」の研修に、女性農業委員が出席。	○	○	○	
No.95	地域活動における女性リーダーの育成	自治人権推進課	講座等の開催：年1回	△	女性リーダーが直接のテーマではないが、地域での女性のエンパワーメントに関わる講演会を行った。	△	△	△	女性リーダーの育成につながる講座を検討していく必要がある。
No.97	地域活動の拠点となる施設の充実	社会教育課	教室などの延べ利用件数、人数：前年度以上	△	[令和元年度]利用件数：1,198件／利用人数：22,340人 [平成30年度]利用件数：1,094件／利用人数：21,138人	○	○	△	
No.102	市民公益活動団体への活動支援	自治人権推進課	広報紙サポートセンターだよりの発行：年4回	△	年2回	○	○	○	
No.102	市民公益活動団体への活動支援	自治人権推進課	登録団体の交流会実施：年2回	○	年2回	○	○	○	

※網掛けは審議会が定めた重点事業

○：達成、△：達成過程、×未実施、／：翌年度以降に実施する予定の事業

佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]指標達成状況一覧

平成28年度～

事業No.	事業内容	担当課	指標	令和元年度達成状況			実施できない理由など特記事項		
				28	29	30			
No.104	男女平等参画に関する市民団体等と連携した男女平等参画の推進	自治 人権 推進課	登録団体との情報交換、協働事業の開催：年1回以上	○	登録団体との情報交換、協働事業の開催：年4回	○	○	○	
No.110	生涯にわたる健康づくり支援	健康増進課	講座・教室等の開催：年2回以上	○	年122回	○	○	○	
No.111	生活習慣病の予防対策の充実	生涯スポーツ課	各種イベントの開催：年10回	○	年10回以上	○	○	○	
No.114	妊産婦への理解と協力	社会教育課	市内中高生対象の講座の実施：年間5校以上	○	[受講者数(対象：各校3年生)]1,025人 佐倉中学校168人、志津中学校252人、上志津中学校91人、南部中学校79人、臼井中学校134人、佐倉東中学校108人、臼井南中学校117人、根郷中学校76人	○	○	○	
No.119	自立支援と社会参加の促進	障害福祉課	障害について学ぶ講座等の開催：年2回以上	○	講演会等の開催：3回	○	○	○	
No.124	介護保険サービス事業者等の体制の充実	高齢者福祉課	学習会の開催：年1回以上	○	年3回	○	○	○	
No.125	介護支援専門員等の育成	高齢者福祉課	学習会の開催：年2回以上	○	研修会開催回数：年2回以上	○	○	○	
No.126	男女平等参画の視点に立った庁内推進体制の推進	人事課	管理職に昇格した職員を対象とした研修の実施：年1回	○	新任所属長を組織マネジメントに関する研修に派遣した。「女性活躍推進法に基づき佐倉市特定事業主行動計画」に基づき、意識啓発を目的とした取組の充実を図る。	△	△	△	

※網掛けは審議会が定めた重点事業

○：達成、△：達成過程、×未実施、／：翌年度以降に実施する予定の事業

佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]指標達成状況一覧

平成28年度～

事業No.	事業内容	担当課	指標	令和元年度達成状況			実施できない理由など特記事項		
				28	29	30			
No.128	市職員への研修機会の提供	自治人権推進課	新規採用職員への研修:年1回	○	年1回	○	○	○	
No.129	市職員への意識啓発	自治人権推進課	アンケート調査の実施:年1回	○	年1回	○	○	○	
No.130	基本計画の進行管理	自治人権推進課	計画の進行管理調査及び評価:年1回	○	年1回	○	○	○	
No.131	男女平等参画基本計画の周知	自治人権推進課	計画の進行管理調査評価結果の公表:年1回	○	年1回	○	○	○	
No.133	男性を対象とした相談事業の検討	自治人権推進課	男性対象事業の開催:年1回	○	年1回	○	○	○	
No.134	男女平等参画推進センターの周知と機能の充実	自治人権推進課	年間来館者総数:38,000人以上	△	年間27,115人	△	△	△	アンケート結果を踏まえ、男女平等参画の推進を目的とした利用者がさらに増える施設づくりに努める。
No.135	効果的な情報発信の実施	自治人権推進課	男女平等参画推進センター内掲示の更新:年4回以上	○	年12回	○	○	○	
No.136	登録団体への支援と協働	自治人権推進課	登録団体との情報交換、協働事業の開催:年1回以上	○	年4回	○	○	○	
No.139	情報の収集及び提供	自治人権推進課	関連会議、研修会等への参加:年5回以上	○	年11回	○	○	○	

※網掛けは審議会が定めた重点事業

○:達成、△:達成過程、×未実施、/ :翌年度以降に実施する予定の事業